

令和7年度 住宅用省エネルギー設備の 設置に関する補助金

◎各種様式等詳細は、ホームページも併せてご確認ください。



松戸市 住宅用省エネルギー設備

検索



目次

1	補助金の概要.....	1
2	補助金対象者の要件.....	3
3	補助金額及び補助対象経費.....	7
4	補助対象設備ごとの要件及び必要書類.....	10
4-1	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	10
4-2	定置用リチウムイオン蓄電システム	17
4-3	窓の断熱改修	25
4-4	電動バイク等	37
4-5	電気自動車（区分A）・燃料電池自動車	44
4-6	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（区分B・C）	49
4-7	V2H充放電設備	56
4-8	集合住宅用充電設備	65
4-9	住民の合意形成のための資料	74
4-10	集合住宅共用部のLED照明	78
4-11	宅配ボックス	85
5	各種様式の記入例.....	93
6	補助対象設備の処分の制限.....	113
7	補助金の交付までの流れ.....	114

1 補助金の概要

(1) 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

※申請書類に不備や不足がなく揃った時点ではじめて受付となります。

※申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。

※審査には時間を要するため、余裕を持ったご申請をお願いします。

(2) 申請方法

○持ち込み（業者による代行可）

他の申請方法との兼ね合いから書類はその場では確認しません。不備等の連絡は後日行います。

○メール

送信先：mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

※件名を「〈お名前〉_〈申請設備名称〉_補助金申請書類」にしてください。

※一度に送信するファイルの容量は**5MB未満**をお願いします。

容量を超える場合などは送付いただいても当室はファイルを受信できません。

圧縮する等の対応を行い、調整してください。

どうしても大きいファイルは事前に電話等でご相談ください。

○郵送（上記期日までに必着）

※郵送の場合は、追跡などが可能な書留等での送付を推奨します。

(3) 申請受付の順番

先着順で受付処理を行っております。上記申請方法で記録する順番は以下の日時に基づき行います。

○持ち込み

書類が提出された（職員が受け取った）日時

○メール

当室がメールを受信した日時

○郵送

当室職員が郵送物を受け取った日の午前11時

※申請者が郵送した日ではありませんのでご注意ください。

【不備があった場合】

上記の時間の記録を削除し、不備を修正し書類が提出された日時（持ち込み、メール、郵送などそれぞれの方法による）

(4) 申請先 ※支所等での受付は行っておりません。

〒271-8588

松戸市根本387番地の5 市役所新館6階

松戸市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当室

(5) 留意点

申請日は書類が全て調ったと職員が判断した日となります。

調っていないと判断した場合は書類一式を返却させていただきますので訂正・修正後に再度ご送付ください。

2 補助金対象者の要件

(1) 全設備共通の対象者要件

- ・補助対象設備の設置工事においては、着工から完了までが申請期間内であること。
- ・市に納付すべき税を滞納していないこと。
- ・申請者自らが居住する住宅であること。
- ・設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)
- ・補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。

なお、リース契約については、次のいずれかを満たすこと。

- ① リース期間が113ページに記載する財産制限期間以上の契約となっていること。
- ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

- ・補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請に係る権限を委任されていること。
- ・松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(2) 補助対象設備ごとの補助対象者の要件

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム) 定置用リチウムイオン蓄電システム※	(1) 補助金の交付を申請する年度内に設置していること。 (2) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。) (3) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (4) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付規則又は松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。 ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、113ページに記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するにあたって、新たに補助対象設備を設置する場合は、こ

	の限りではない。
窓の断熱改修	申請者自ら又は、第三者が所有している市内の住宅に補助対象設備を導入する場合 (1) 補助金の交付を申請する年度内に設置していること。 (2) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。) (3) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (4) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、松戸市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付規則又は松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
	申請者が管理している市内の既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」）に補助対象設備を導入する場合 (1) 補助金の交付を申請する年度内に設置していること。 (2) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (3) 補助対象設備を設置するマンション等において、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
電動バイク等	(1) 補助金の交付を申請する年度内に導入していること。 (2) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。)
電気自動車	(1) 補助金の交付を申請する年度内に設置していること。 (2) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。) (3) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金交付規則、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱又は松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
プラグインハイブリッド自動車	(1) 補助金の交付を申請する年度内に設置していること。 (2) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。) (3) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種

	類の補助対象設備に対し、申請者が松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
燃料電池自動車	(1) 補助金の交付を申請する年度内に設置していること。 (2) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。) (3) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金交付規則、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱又は松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
集合住宅用充電設備	(1) 補助金の交付を申請する年度内に設置していること。 (2) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (3) 補助対象設備の設置にあたって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。 (4) 同一の工事において、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
住民の合意形成のための資料	(1) 補助金の交付を申請する年度内に実施していること。 (2) 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (3) 同一の工事において、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
集合住宅共用部のLED照明	(1) 工事が完了した日の翌日から起算して1年以内であること。 (2) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (3) 補助対象設備を設置するマンション等において、松戸市集合住宅LED照明改修促進補助金交付要綱又は松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
宅配ボックス	【補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅又は第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅の場合】 (1) 補助金の交付を申請する年度内に導入していること。 (2) 市内に住所を有する個人であること。 (市への申請日までに住民登録をする場合を含む。)

	(3) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 【補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する既存のマンション等の場合】 (1) 補助金の交付を申請する年度内に設置していること。 (2) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。
--	---

※定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。

3 補助金額及び補助対象経費

補助対象経費は、消費税及び地方消費税並びに国等からの補助金を受けている場合はその額を控除した額とします。

また、補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとします。

補助対象設備の種類	補助金の額	補助対象経費
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	上限10万円	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	【申請者自ら又は、第三者が所有している市内の住宅に補助対象設備を導入する場合】 補助対象経費×1／4 上限8万円	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
	【申請者が管理している市内の既存のマンション等に補助対象設備を導入する場合】 補助対象経費×1／4 上限（8万円×改修を行う戸数）	
電動バイク等	上限2万円	車両本体の購入費（メーカーオプションや付属品に係る費用を除く。）
電気自動車	上限3万円（区分A）	電気自動車本体の購入費（メーカーオプションや付属品
	【住宅用太陽光発電設備を併設する場合	

	合] 上限１０万円（区分Ｂ）	に係る費用を除く。）
	【住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充 放電設備を併設する場合】 上限１５万円（区分Ｃ）	
プラグインハイブ リッド自動車	【住宅用太陽光発電設備を併設する場 合】 上限１０万円（区分Ｂ）	プラグインハイブリッド自 動車本体の購入費（メーカー オプションや付属品に係る 費用を除く。）
	【住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充 放電設備を併設する場合】 上限１５万円（区分Ｃ）	
燃料電池自動車	上限５万円	燃料電池自動車本体の購入 費（メーカーオプションや付 属品に係る費用を除く。）
Ｖ２Ｈ充放電設備	補助対象経費×１／１０ 上限２５万円	Ｖ２Ｈ充放電設備本体の購 入費
集合住宅用充電設 備（急速充電設備・ 普通充電設備・蓄電 池付急速充電設備・ 充電用コンセント・ 充電用コンセント スタンド）	【住民のみ充電設備を利用可能な場合】 設備本体の購入費に係る国が実施する クリーンエネルギー自動車の普及促進 に向けた充電・充てんインフラ等導入促 進補助金の補助金額×１／３ 上限（５０万円×設置する充電設備の 基数（複数口の充電設備にあっては、そ の口数））	急速充電設備、普通充電設 備、蓄電池付急速充電設備、 充電用コンセント及び充電 用コンセントスタンド本体 の購入費
	【住民以外も充電設備を利用可能な場 合】 設備本体の購入費に係る国が実施する クリーンエネルギー自動車の普及促進 に向けた充電・充てんインフラ等導入促 進補助金の補助金額×２／３ 上限（１００万円×設置する充電設備 の基数（複数口の充電設備にあっては、 その口数））	
住民の合意形成の ための資料	上限１５万円	充電設備の設置場所見取図、 平面図、電気系統図、配線ル ート図及び住民の費用負担 のシミュレーション等の作 成費（事業者への外注費に限

		る。)
集合住宅共用部の LED照明	補助対象経費×1／4 (上限30万円)	設備本体の購入費及び設置 工事費
宅配ボックス	【補助事業を実施する者自らが所有し 居住する市内に所在する住宅又は第三 者が所有し、補助事業を実施する者自ら が居住する市内に所在する住宅の場合】 補助対象経費×1／2 (上限5万円) 【補助事業を実施する者が管理する、市 内に所在する既存のマンション等の場 合】 補助対象経費×1／2 (上限10万円)	設備本体の購入費及び設置 工事費 ※工事を伴わないものは対 象外

4 補助対象設備ごとの要件及び必要書類

4-1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

（１）設備の要件

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、ＬＰガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。

（２）必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(99ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が100,000円を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人燃料電池普及促進協会 エネファームの機器登録リスト から設置した設備がわかる部分をご用意ください。 ※「自立」が「A」又は「B」の機器のみ対象
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約(注文)書に①経費の明細、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けている②型番及び設置数、③工事着工(予定)日・工事完了(予定)日が記載されているもの。



※「エネファーム」のみの記載は不可
(例)

工事請負契約書

工事名：エネファーム工事

工事場所：松戸市□□□□

③

工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日

内容（製品名等）	型式	数量	① 価格
② エネファーム	ABC-0123	1	¥1,000,000
燃料電池ユニット	AA123	1	¥500,000
貯湯ユニット	AB123	1	¥500,000
工事費	-	1	¥500,000
小計			¥1,500,000
消費税及び地方消費税			150,000
合計			¥1,650,000

発注者：〇〇 〇〇

受注者：△△△△会社

・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、リスト登録型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載しない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

・工事期間について

契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なる場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。

ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書

	等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。 【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】 ①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合 ⇒工事着工日及び完了日は、補助対象設備の工事が行われたとおりとなります。 ②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合 ⇒工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、<u>完了日は住宅の引渡し日</u>となります。 【未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する場合（建売住宅を購入した場合）】 着工日及び完了日は、<u>住宅の引渡しを受けた日</u>となり、契約書に引渡し日が記載されている必要があります。
契約(注文)連名者委任状 ※ <u>契約（注文）者が複数のとき</u>	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①<u>契約（注文）金額と一致</u>、②<u>契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書き</u>が記載されているもの。 （例） 〇〇 様 ①、② 領収書 令和 年 月 日 ¥1,650,000 但し、エネファーム工事費として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的

	な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、一般社団法人燃料電池普及促進協会のリスト登録型番が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	発電ユニット及び貯湯ユニットの設置した全景及び銘板が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例（96ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例（99ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が100,000円を下回る場合に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先 ・<u>顔写真付き</u>の官公庁が発行するもの（<u>1点</u>） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・<u>その他顔写真無し</u>のもの（<u>2点以上</u>） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人燃料電池普及促進協会 エネファームの機器登録リストから設置した設備がわかる部分をご用意ください。 ※「自立」が「A」又は「B」の機器のみ対象 
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】

	次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約書に①経費の明細、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「エネファーム」のみの記載は不可 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、リスト登録型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、<u>経費内訳書</u>を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について <u>リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。 【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】 ①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合 ⇒工事着工日及び完了日は、補助対象設備の工事が行われたとおりとなります。
--	--

	②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合 ⇒工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、<u>完了日は住宅の引渡し日となります。</u>
契約(注文)連名者委任状 ※<u>契約（注文）者が複数のとき</u>	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、一般社団法人燃料電池普及促進協会のリスト登録型番が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	発電ユニット及び貯湯ユニットの設置した全景及び銘板が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-2 定置用リチウムイオン蓄電システム

(1) 設備の要件

- ① リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
- ② 市への申請日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(100ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が70,000円を下回る場合に限り必要。</u>
申請者の本人確認書類の写し	・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人環境共創イニシアチブ 蓄電システム登録済製品一覧 から設置した設備(パッケージ型番)がわかる部分をご用意ください。



契約書又は注文書・注文
請書の写し

契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を受けている②パッケージ型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。

※「蓄電池」のみの記載は不可

（例）

工事請負契約書			
工事名：蓄電池工事			
工事場所：松戸市□□□□			
③ 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日			
内容（製品名等）	型式	数量	① 価格
② 蓄電システム	ABC-0123	1	¥1,000,000
蓄電池	AA123	1	¥500,000
パワーコンディショナー	AB123		
工事費	-	1	¥500,000
小計			¥1,500,000
消費税及び地方消費税			150,000
合計			¥1,650,000
発注者：〇〇 〇〇			
受注者：△△△△会社			

・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、パッケージ型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

・工事期間について

	契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は<u>工事着工完了証明書</u>を追加提出ください。 ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。 【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】 ①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合 ⇒工事着工日及び完了日は、補助対象設備の工事が行われたとおりとなります。 ②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合 ⇒工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、<u>完了日は住宅の引渡し日</u>となります。 【未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する場合（建売住宅を購入した場合）】 着工日及び完了日は、住宅の引渡しを受けた日となり、契約書に引渡し日が記載されている必要があります。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 （例） 領収書 令和 年 月 日 〇〇 様 ①、② ¥1,650,000 但し、蓄電池工事費として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】

	次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、パッケージ型番及びその構成機器が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備（パッケージに構成される全ての機器）の設置した全景及び銘板が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し (いずれか1点)	【既に設置されている場合】 ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載あるもの） ・発電された電力の売電明細（概ね6か月以内）の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書 ※売電実績及び契約者情報を確認します。どちらかが足りない場合は両方を揃えて提出してください。 【同時に設置する場合】 ・太陽光発電設備の保証書の写し 【既設・新設どちらの場合も可】 ・太陽光発電を設置した住宅の全景と、太陽光パネルが設置され

	ていることが確認できる写真 ・ 接続契約のご案内の写し ・ 特定契約のご案内の写し ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
--	---

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例（96ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例（100ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が70,000円を下回る場合に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の写し	① <u>申請書上段のリース事業者</u> 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ② <u>申請書下段のリース先</u> ・<u>顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点）</u> 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・<u>その他顔写真無しのもの（2点以上）</u> 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人環境共創イニシアチブ 蓄電システム登録済製品一覧から設置した設備（パッケージ型番）がわかる部分をご用意ください。 
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① <u>設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し</u> リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる<u>領収書等</u>を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】

	次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約書に①経費の明細、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「蓄電池」のみの記載は不可 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、リスト登録型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、<u>経費内訳書</u>を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について <u>リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。 【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】 ①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合 ⇒工事着工日及び完了日は、補助対象設備の工事が行われたとおりとなります。
--	---

	②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合 ⇒工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、<u>完了日は住宅の引渡し日</u>となります。
契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、パッケージ型番及びその構成機器が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備(パッケージに構成される全ての機器)の設置した全景及び銘板が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し(いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し(いずれか1点)	【既に設置されている場合】 ・電力受給契約変更申込書(電力会社記入欄に記載あるもの) ・発電された電力の売電明細(概ね6か月以内)の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書 ※売電実績及び契約者情報を確認します。どちらかが足りない場合は両方を揃えて提出してください。 【同時に設置する場合】 ・太陽光発電設備の保証書の写し 【既設・新設どちらの場合も可】 ・太陽光発電を設置した住宅の全景と、太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真 ・接続契約のご案内の写し ・特定契約のご案内の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-3 窓の断熱改修

(1) 設備の要件

- ① 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。

※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

※リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断しリビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。

※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア、勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。

- ② 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していること。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書(マンション管理組合の写しの提出が必要)。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(101ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が80,000円(マンション等の場合は、80,000円×改修を行う戸数)を下回る場合に限り必要。

申請者の本人確認書類の写し ※マンション管理組合の場合は代表者のもの	・顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（2点以上） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人環境共創イニシアチブ 先進的窓リノベ事業、一般社団法人環境共創イニシアチブ 次世代省エネ建材の実証支援事業（カテゴリ「窓（防火・暴風・防犯仕様）」、「防災ガラス窓」）又は公益財団法人北海道環境財団 補助対象製品一覧（カテゴリ「窓（居間だけ断熱）」、「窓」、「ガラス」）から設置した設備がわかる部分をご用意ください。 ※国の補助制度「子育てグリーン住宅支援事業」の補助対象製品であって、「先進的窓リノベ事業」の補助対象でない製品については対象外。  
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録を受けている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「断熱窓」のみの記載は不可 ※ただし、契約（注文）書に一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録を受けている型番の記載がない場合については、国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し及びメーカーが発行する窓の性能を証明する書類の写しの提出することでこれを満たすことができます。（メーカー名・製品名・サイズ等当該窓の情報と整合が取れる場合に限る。） （例）

工事請負契約書

工事名：窓の断熱改修工事

工事場所：松戸市□□□□

③

工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日

② 内容	SII又は北海道環境財団登録番号	数量	① 価格
断熱窓 (1階リビング東側)	ABC-0001	1	¥500,000
断熱窓 (1階リビング南側)	ABC-0001	1	¥500,000
断熱窓 (2階寝室)	ABC-0002	1	¥250,000
工事費	-	1	¥250,000
小計			¥1,500,000
消費税及び地方消費税			150,000
合計			¥1,650,000

発注者：〇〇 〇〇

受注者：△△△△会社

・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、登録番号）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

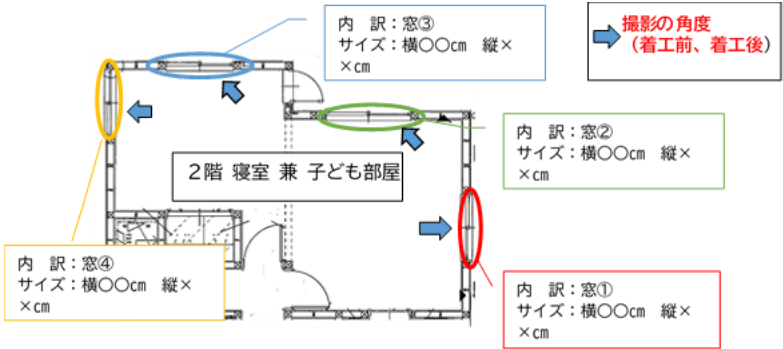
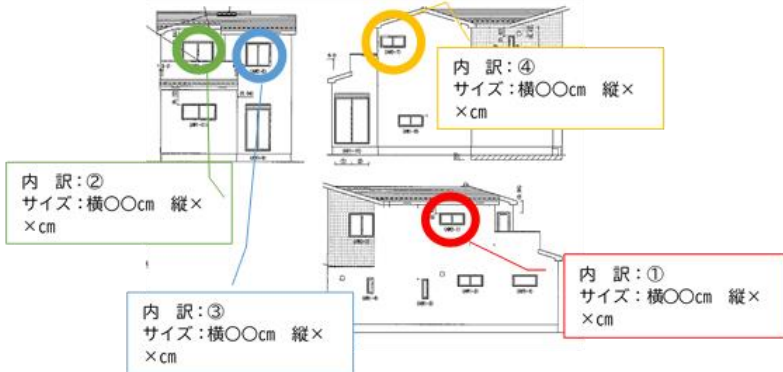
・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

・工事期間について

契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は**工事着工完了証明書**を追加提出ください。

ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。

	なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約(注文)金額と一致、②契約(注文)書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 (例) 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約(注文先)業者と異なる場合】 主に契約(注文請)業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約(注文)業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
仕様が確認できる書類の写し	メーカー発行の性能証明書、カタログ又は仕様書の写し ※メーカー名、形状が確認できるもの。

設置図面	設置した窓の場所がわかる平面図又は立体図。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。 ※窓の場所がわかるようにマーカー等をし、写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ※窓が複数ある場合は、契約書及び写真と照合できるように、窓のサイズや型式等を書き込むこと。 (例) 【平面図】  【立面図】 
改修前と改修後の写真	室内から撮影した補助対象となる全ての窓の工事前後の写真。 ※工事前後で同じ角度から撮影されていること。 ※工事する窓の場所がわかるようにすること。
未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか1点）	メーカー発行の出荷証明書、メーカー発行の保証書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）、出荷時にガラスに貼られているシールが確認できる書類等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。

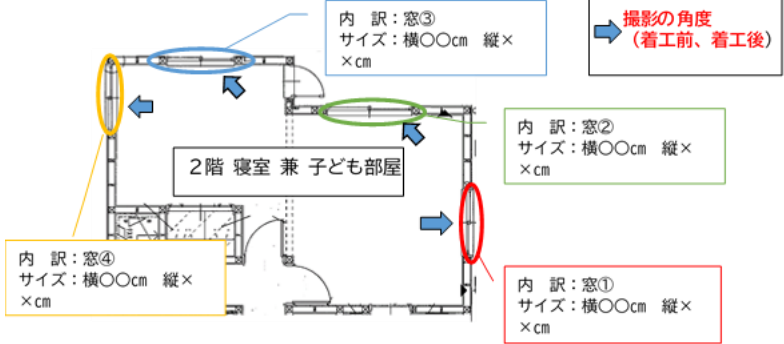
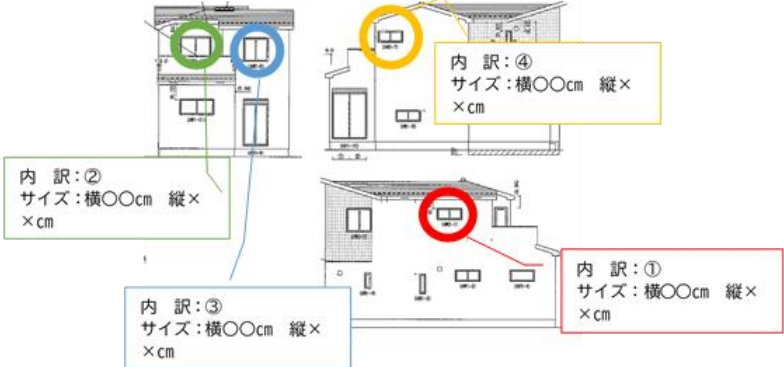
既築住宅であることが確認できる書類の写し（いずれか1点）	・ 検査済証（申請者氏名と検査年月日が記載のもの）の写し ※宛名がハウスメーカーの場合は、家屋に係る登記事項証明書、又は固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを併せて提出すること。 ・ 建築台帳記載事項証明書の写し ・ 固定資産税課税台帳登録事項証明書（家屋）の写し ※上記証明書の情報は、当該年度の1月1日時点の情報なので要注意 ・ 令和6年度の固定資産税の納税通知書の写し ※住所及び建築年が記載されている部分を提出すること。 ・ 登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 【法人格をもたないマンション管理組合の場合】	総会の議事録等の写し ※申請者が代表者として<u>選定された</u>ことがわかる資料であること。
既存のマンション等であることを証する書類の写し（いずれか1点） 【マンション管理組合の場合】	・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第6条の規定による確認済証の写し ・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(96ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(101ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が70,000円を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先（マンション管理組合の場合は代表者のもの） ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（2点以上） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人環境共創イニシアチブ 先進的窓リノベ事業、一般社団法人環境共創イニシアチブ 次世代省エネ建材の実証支援事業（カテゴリ「窓（防火・暴風・防犯仕様）」、「防災ガラス窓」）又は公益財団法人北海道環境財団 補助対象製品一覧（カテゴリ「窓（居間だけ断熱）」、「窓」、「ガラス」）から設置した設備がわかる部分をご用意くだ  

	さい。 ※国の補助制度「子育てグリーン住宅支援事業」の補助対象製品であって、「先進的窓リノベ事業」の補助対象でない製品については対象外
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約書に①経費の明細、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録を受けている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「断熱窓」のみの記載は不可 ※ただし、契約（注文）書に一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録を受けている型番の記載がない場合については、国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し及びメーカーが発行する窓の性能を証明する書類の写しの提出することでこれを満たすことができます。（メーカー名・製品名・サイズ等当該窓の情報と整合が取れる場合に限る。） ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、リスト登録型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳

	書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について <u>リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 <u>※契約（注文）者が複数のとき</u>	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
仕様が確認できる書類の 写し	メーカー発行の性能証明書、カタログ又は仕様書の写し ※メーカー名、形状が確認できるもの。

設置図面	設置した窓の場所がわかる平面図又は立体図。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。 ※窓の場所がわかるようにマーカー等をし、写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。 ※窓が複数ある場合は、契約書及び写真と照合できるよう、窓のサイズや型式等を書き込むこと。 (例) 【平面図】  【立面図】 
改修前と改修後の写真	室内から撮影した補助対象となる全ての窓の工事前後の写真。 ※工事前後で同じ角度から撮影されていること。 ※工事する窓の場所がわかるようにすること。

未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか1点）	メーカー発行の性能証明書、出荷証明書、メーカー発行の保証書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）、出荷時にガラスに貼られているシールが確認できる書類等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
既築住宅であることが確認できる書類の写し（いずれか1点）	・ 検査済証（申請者氏名と検査年月日が記載のもの）の写し ※宛名がハウスメーカーの場合は、家屋に係る登記事項証明書、又は固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを併せて提出すること。 ・ 建築台帳記載事項証明書の写し ・ 固定資産税課税台帳登録事項証明書（家屋）の写し ※上記証明書の情報は、当該年度の1月1日時点の情報なので要注意 ・ 令和6年度の固定資産税の納税通知書の写し ※住所及び建築年が記載されている部分を提出すること。 ・ 登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 【申請者が法人格をもたないマンション管理組合である場合】	総会の議事録等の写し ※申請者が代表者として選定されたことがわかる資料であること。
既存のマンション等であることを証する書類の写し（いずれか1点） 【申請者がマンション管理組合である場合】	・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第6条の規定による確認済証の写し ・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。

貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。
------------------------	-----------------------

4-4 電動バイク等

(1) 事業の要件

・電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は車両であって、次に掲げるもの。

ア 二輪の小型自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、同法施行規則第2条別表第1において自動車の種別が小型自動車に該当する二輪自動車をいう。以下同じ。）

イ 二輪の軽自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、同法施行規則第2条別表第1において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。以下同じ。）

ウ 原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、松戸市市税条例で定める標識を取り付けているものに限る。）のうち、一般原動機付自転車（道路運送車両法施行規則第1条第2項において自動車の種別が一般原動機付自転車に該当する原動機付自転車をいう。以下同じ。）

※二輪自動車は、側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。）を含む。

・以下の要件を満たすもの。

ア 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

イ 二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては、自動車検査証又は軽自動車届出済証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。

ウ 一般原動機付自転車にあつては、標識交付証明書の主たる定置場の位置が、市内の住所であること。

エ 二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車にあつては、自動車検査証又は軽自動車届出済証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

オ 一般原動機付自転車にあつては、標識交付証明書の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

カ 一般原動機付自転車にあつては、型式認定を取得したものであること。

キ 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていること。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、 <u>納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助事業の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(102ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が20,000円を下回る場合に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の写し	・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧 から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項、軽自動車届出済証又は標識交付証明書の写し	【二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車の場合】 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 【一般原動機付自転車の場合】 ・標識交付証明書の主たる定置場の位置が、市内の住所であること。 ・標識交付証明書の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・型式認定を取得したものであること。
契約書又は注文書の写し	契約(注文)書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報(メーカー名、車両名、型式等)が記載されているもの。

	・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された購入内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 （例） 領収書 〇〇会社 様 ①、② 令和 年 月 日 ¥5,000,000 但し、車両購入費として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の金融サービス業務を行う別会社が考えられますが、同じグループ傘下であれば別途書類を提出する必要はありません。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。

導入状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレートが確認できるもの。
新車として購入してことがわかる書類の写し	メーカー発行の保証書等の写し ※二輪の軽自動車又は一般原動機付自転車に限り必要。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 （第1号様式）	記入例（96ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、納税証明書の写しの提出が必要。
補助事業の概要 （第1号様式別紙1）	記入例（102ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が20,000円を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（2点以上） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧 から導入した車両がわかる部分をご用意ください。
自動車検査証記録事項、軽自動車届出済証又は標識交付証明書の写し	【二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車の場合】 - 自動車検査証又は軽自動車届出済証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 - 自動車検査証又は軽自動車届出済証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 【一般原動機付自転車の場合】 - 標識交付証明書の主たる定置場の位置が、市内の住所であること。



	・ 標識交付証明書の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・ 型式認定を取得したものであること。
リース事業者が購入する車両の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・ 販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・ 経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・ リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
導入状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレート が確認できるもの。
新車として購入してことがわかる書類の写し	メーカー発行の保証書等の写し ※二輪の軽自動車又は一般原動機付自転車に限り必要。

貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。
------------------------	-----------------------

4-5 電気自動車（区分A）・燃料電池自動車

（１）車両の要件

①-1（電気自動車）

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車という。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

①-2（燃料電池自動車）

車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- ② 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- ③ 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。
- ④ 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- ⑤ 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車又は燃料電池自動車であること。

（２）必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 （第1号様式）	記入例（93ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 （第1号様式別紙1）	記入例（103ページ又は104ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が30,000円（電気自動車）又は50,000円（燃料電池自動車）を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	・顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等

	・その他顔写真無しのもの（2点以上） 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項の写し	・「初度登録年月」と「登録年月日/交付年月日」が同年同月かつ、「登録年月日/交付年月日」が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・「使用者の指名又は名称」、「使用者の住所」が申請者氏名、住所と同じであること。 ・「使用の本拠の位置」が市内の住所であること。 ・「自家用・事業用の別」が「自家用」となっていること。 ・「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」であること。
契約書又は注文書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。

領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された購入内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 （例） 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の金融サービス業務を行う別会社が考えられますが、同じグループ傘下であれば別途書類を提出する必要はございません。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
導入状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレートが確認できるもの。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(96ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(103ページ又は104ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が30,000円(電気自動車)又は50,000円(燃料電池自動車)を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先 - 顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 - その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(概ね6か月以内のもの)
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧 から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項の写し	「初度登録年月」と「登録年月日/交付年月日」が同年同月かつ、「登録年月日/交付年月日」が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 「使用者の指名又は名称」、「使用者の住所」が申請者氏名、住所と同じであること。 「使用の本拠の位置」が市内の住所であること。 「自家用・事業用の別」が「自家用」となっていること。

	・「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」であること。
リース事業者が購入する車両の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
導入状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレートが確認できるもの。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-6 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（区分B・C）

（１）車両の要件

①-1（電気自動車）

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

①-2（プラグインハイブリッド自動車）

電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

② 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

③ 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。

④ 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

⑤ 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車又は燃料電池自動車であること。

⑥-1（区分B）

市への申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車又はハイブリッド自動車に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

⑥-2（区分C）

市への申請日までに住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備が設置され、発電した電気を電気自動車又はハイブリッド自動車に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備は、新設・既設を問わない。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(103ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が30,000円(電気自動車)又は50,000円(燃料電池自動車)を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧 から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項の写し	・「初度登録年月」と「登録年月日/交付年月日」が同年同月かつ、「登録年月日/交付年月日」が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・「使用者の指名又は名称」、「使用者の住所」が申請者氏名、住所と同じであること。 ・「使用の本拠の位置」が市内の住所であること。 ・「自家用・事業用の別」が「自家用」となっていること。 ・「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」であること。
契約書又は注文書の写し	契約(注文)書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報(メーカー名、車両名、型式等)が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備(メーカー名、車両名、型式

	等)の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類(見積書、内訳書、請求書等)をもって代用することができます。 ・契約(注文内容)を途中で変更されている場合は“変更契約(注文内容の変更)書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約(注文)金額と一致、②契約(注文)書に記載された購入内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 (例) 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類(支払証明書) ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる(具体的な支払いスケジュールが明記されている)契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約(注文先)業者と異なる場合】 主に契約(注文請)業者の金融サービス業務を行う別会社が考えられますが、同じグループ傘下であれば別途書類を提出する必要はありません。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
導入状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレートが確認できるもの。
住宅用太陽光発電設備が	【既に設置されている場合】

設置されていることが確認できる書類の写し (いずれか1点)	・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載あるもの） ・発電された電力の売電明細（概ね6か月以内）の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書 ※売電実績及び契約者情報を確認します。どちらかが足りない場合は両方を揃えて提出してください。 【同時に設置する場合】 ・太陽光発電設備の保証書の写し 【既設・新設どちらの場合も可】 ・太陽光発電を設置した住宅の全景と、太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真 ・接続契約のご案内の写し ・特定契約のご案内の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
住宅用太陽光発電設備で発電した電気を電気自動車又はハイブリッド自動車に給電できることが確認できる書類の写し (いずれか1点)	・給電設備の保証書の写し（申請者の住所等の記載があるもの） ・給電設備から電気自動車に給電されていることがわかる写真 ※給電されている車両のナンバープレートを写すこと
V2H充放電設備を設置していることが確認できる書類の写し（いずれか1点）※区分Cのみ	・V2H充放電設備の保証書の写し、 ・設置状況と設置機器が確認できる書類 ※住所の記載があるものは申請者の住所と一致しているか確認します。
V2H充放電設備の技術仕様が確認できる書類の写し※区分Cのみ	メーカー名、形状、型番等が確認できるカタログ又は仕様書の写し 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる設備であること。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(96ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(103ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が30,000円(電気自動車)又は50,000円(燃料電池自動車)を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(概ね6か月以内のもの)
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧から導入した車両がわかる部分をご用意ください。 
自動車検査証記録事項の写し	・「初度登録年月」と「登録年月日/交付年月日」が同年同月かつ、「登録年月日/交付年月日」が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・「使用者の指名又は名称」、「使用者の住所」が申請者氏名、住所と同じであること。 ・「使用の本拠の位置」が市内の住所であること。

	・「自家用・事業用の別」が「自家用」となっていること。 ・「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」であること。
リース事業者が購入する車両の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②車両情報（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
導入状況が確認できる写真	保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレート が確認できるもの。
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し	【既に設置されている場合】 ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載あるもの） ・発電された電力の売電明細（概ね6か月以内）の写し

(いずれか1点)	・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書 ※売電実績及び契約者情報を確認します。どちらかが足りない場合は両方を揃えて提出してください。 【同時に設置する場合】 ・ 太陽光発電設備の保証書の写し 【既設・新設どちらの場合も可】 ・ 太陽光発電を設置した住宅の全景と、太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真 ・ 接続契約のご案内の写し ・ 特定契約のご案内の写し ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
住宅用太陽光発電設備で発電した電気を電気自動車又はハイブリッド自動車に給電できることが確認できる書類の写し (いずれか1点)	・ 給電設備の保証書の写し（申請者の住所等の記載があるもの） ・ 給電設備から電気自動車に給電されていることがわかる写真 ※給電されている車両のナンバープレートを写すこと
V2H充放電設備を設置していることが確認できる書類の写し（いずれか1点）※区分Cのみ	・ V2H充放電設備の保証書の写し、 ・ 設置状況と設置機器が確認できる書類 ※住所の記載があるものは申請者の住所と一致しているか確認します。
V2H充放電設備の技術仕様が確認できる書類の写し※区分Cのみ	メーカー名、形状、型番等が確認できるカタログ又は仕様書の写し 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる設備であること。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-7 V2H充放電設備

(1) 設備の要件

- ① 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
- ② 市への申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車は、新規導入・導入済みを問わない。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(105ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が250,000円を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象V2H充放電設備一覧等 から設置した設備がわかる部分をご用意ください。 
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約(注文)書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②型番及び設置数、③工事着工

(予定) 日・工事完了(予定) 日が記載されているもの。

※「V 2 H」のみの記載は不可

(例)

工事請負契約書

工事名：V 2 H設置工事

工事場所：松戸市□□□□

③ 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日

内容（製品名等）	型式	数量	① 価格
② V 2 H本体	ABC-1234	1	¥1,000,000
工事費	-	1	¥500,000
小計			¥1,500,000
消費税及び地方消費税			150,000
合計			¥1,650,000

発注者：〇〇 〇〇

受注者：△△△△会社

・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）の本体購入費等の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

・工事期間について

契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異な

	っている場合又は、記載されていない場合は<u>工事着工完了証明書</u>を追加提出ください。 ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。 【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】 ①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合 ⇒工事着工日及び完了日は、補助対象設備の工事が行われたとおりとなります。 ②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合 ⇒工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、<u>完了日は住宅の引渡し日</u>となります。 【未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する場合（建売住宅を購入した場合）】 <u>着工日及び完了日は、住宅の引渡しを受けた日</u>となり、契約書に引渡し日が記載されている必要があります。
契約(注文)連名者委任状 ※ <u>契約（注文）者が複数のとき</u>	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①<u>契約（注文）金額と一致</u>、②<u>契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書き</u>が記載されているもの。 （例） 領収書 〇〇 様 ①、② 令和 年 月 日 ¥1,650,000 但し、V2H工事費として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。

	・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	V2Hの設置した全景及び銘板が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し (いずれか1点)	【既に設置されている場合】 ・電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載あるもの） ・発電された電力の売電明細（概ね6か月以内）の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書 ※売電実績及び契約者情報を確認します。どちらかが足りない場合は両方を揃えて提出してください。 【同時に設置する場合】 ・太陽光発電設備の保証書の写し 【既設・新設どちらの場合も可】 ・太陽光発電を設置した住宅の全景と、太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真 ・接続契約のご案内の写し

	・ 特定契約のご案内の写し ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車 が導入されていることが 確認できる書類の写し	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証 記録事項の写し ※「使用の本拠の位置」が申請者の住所と一致していること。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(96ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(105ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が250,000円を下回る場合に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の写し	① <u>申請書上段のリース事業者</u> 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ② <u>申請書下段のリース先</u> ・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(概ね6か月以内のもの)
設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象V2H充放電設備一覧等から設置した設備がわかる部分をご用意ください。 
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① <u>設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し</u> リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる<u>領収書等</u>を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。

	・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「V2H」のみの記載は不可 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。</u>なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について <u>リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。 【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】 ①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合 ⇒工事着工日及び完了日は、補助対象設備の工事が行われたとおりとなります。 ②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合
--	---

	⇒工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、 <u>完了日は住宅の引渡し日となります。</u>
契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番が確認できるもの。
設置図面	平面図には住宅の形と玄関、方角、 <u>発電ユニット及び貯湯ユニットの設置場所</u> を記載ください。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。
設置状況が確認できる写真	V2Hの設置した 全景及び銘板 が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの) 等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し (いずれか1点)	【既に設置されている場合】 ・電力受給契約変更申込書(電力会社記入欄に記載あるもの) ・発電された電力の売電明細(概ね6か月以内)の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書 ※売電実績及び契約者情報を確認します。どちらかが足りない場合は両方を揃えて提出してください。 【同時に設置する場合】 ・太陽光発電設備の保証書の写し 【既設・新設どちらの場合も可】 ・太陽光発電を設置した住宅の全景と、太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真 ・接続契約のご案内の写し ・特定契約のご案内の写し ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明書
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が入庫されていることが確認できる書類の写し	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証記録事項の写し ※「使用の本拠の位置」が申請者の住所と一致していること。
貸与料金の算定根拠明細	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

書(様式第 1 号別紙 2)	
----------------	--

4－8 集合住宅用充電設備

(1) 設備の要件

- ① 集合住宅の管理者等が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

ア 急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ 蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

エ 充電用コンセント

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車専用のプラグの差込口をいう。

オ 充電用コンセントスタンド

エを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

- ② 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。
- ③ 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への申請日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。

※補助対象設備を設置するマンションが市内にあれば、その管理者等（申請者）は市外であってもかまいません。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(106ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
申請者の本人確認書類の写し	【個人又はマンション管理組合の代表者の場合】 ・<u>顔写真付き</u>の官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他<u>顔写真無し</u>のもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し※法人のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(概ね6か月以内のもの)
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 【法人格をもたないマンション管理組合の場合】	総会の議事録等の写し ※申請者が代表者として<u>選定された</u>ことがわかる資料であること。
国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び交付決定書類の写し	国のオンライン申請システムを利用し提出した<u>全ての書類</u>。 また、国から送付された交付決定に係る書類をご提出ください。
国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し	国のオンライン申請システムを利用し提出した<u>全ての書類</u>。

国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターからの申請の額の確定書類の写し	※国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ<u>変更の申請をしている場合のみ提出。</u>																																
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「充電設備」のみの記載は不可 （例） 工事請負契約書 工事名：充電設備設置工事 工事場所：松戸市□□□□ ③ 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容（製品名等）</th> <th>型式</th> <th>数量</th> <th>① 価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 充電設備</td> <td>ABC-1234</td> <td>1</td> <td>¥1,000,000</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>¥500,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小計</td> <td>¥1,500,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">消費税及び地方消費税</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>¥1,650,000</td> </tr> </tbody> </table> 発注者：〇〇 〇〇 受注者：△△△△会社 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）の本体購入費等の記載があるものです。記載ない場合は、<u>経費内訳書</u>を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。	内容（製品名等）	型式	数量	① 価格	② 充電設備	ABC-1234	1	¥1,000,000									工事費	-	1	¥500,000	小計			¥1,500,000	消費税及び地方消費税			150,000	合計			¥1,650,000
内容（製品名等）	型式	数量	① 価格																														
② 充電設備	ABC-1234	1	¥1,000,000																														
工事費	-	1	¥500,000																														
小計			¥1,500,000																														
消費税及び地方消費税			150,000																														
合計			¥1,650,000																														

	・ 契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・ 工事期間について <u>契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 (例) 領収書 令和 年 月 日 〇〇 様 ①、② ¥1,650,000 但し、充電設備設置工事費として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・ 販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加

	提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	設置した<u>全ての充電設備の全景及び銘板</u>が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
既存のマンション等であることを証する書類の写し (いずれか1点)	・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第6条の規定による確認済証の写し ・ 賃貸契約等でマンション等であることがわかる書類の写し ・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から充電設備の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。
案内板と周囲の景観が確認できる写真 【集合住宅の住民以外も充電設備を利用可能な場合】	マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされていること。 案内板の内寸は写真から概ね400mm×400mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）となっていること。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例（96ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写し</u> の提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例（106ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
申請者の本人確認書類の 写し	① <u>申請書上段のリース事業者</u> 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ② <u>申請書下段のリース先</u> 【個人又はマンション管理組合の代表者の場合】 ・<u>顔写真付き</u>の官公庁が発行するもの（<u>1点</u>） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイ ナンバーカード等 ・<u>その他顔写真無し</u>のもの（<u>2点以上</u>） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、 キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に 発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致してい ない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明 書の写し※法人のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね 6か月以内のもの）
マンション管理組合の現 在の代表者が選定された ことを証する書類の写し 【法人格をもたないマン ション管理組合の場合】	総会の議事録等の写し ※申請者が代表者として<u>選定された</u>ことがわかる資料であるこ と。
国の補助金に係る一般社 団法人次世代自動車振興 センターへ提出した交付 申請書類一式及び交付決 定書類の写し	国のオンライン申請システムを利用し提出した<u>全ての書類</u>。 また、国から送付された交付決定に係る書類をご提出ください。

国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し	国のオンライン申請システムを利用し提出した<u>全ての書類</u>。
国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターからの申請の額の確定書類の写し	※国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ<u>変更の申請をしている場合のみ提出</u>。
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約書に①経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「充電設備」のみの記載は不可 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。<u>記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください</u>。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

	・工事期間について <u>リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番が確認できるもの。
設置図面	<u>平面図に集合住宅の形、敷地、設置した全ての設備を記載ください。</u> なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。
設置状況が確認できる写真	設置した <u>全ての充電設備の全景及び銘板</u> が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し (いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの) 等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
既存のマンション等であることを証する書類の写し(いずれか1点)	・建築確認通知書の写し ・建築基準法第6条の規定による確認済証の写し ・賃貸契約等でマンション等であることがわかる書類の写し ・記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書(建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの)の写し ※登記の日から充電設備の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。

案内板と周囲の景観が確認できる写真 【集合住宅の住民以外も充電設備を利用可能な場合】	マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされていること。 案内板の内寸は写真から概ね400mm×400mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）となっていること。
貸与料金の算定根拠明細書（様式第1号別紙2）	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-9 住民の合意形成のための資料

(1) 設備の要件

マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

(2) 必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(108ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が150,000円を下回る場合に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の写し	【代表者の本人確認書類の写し】 ・ <u>顔写真付き</u> の官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・ <u>その他顔写真無し</u> のもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し※法人のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(概ね6か月以内のもの)
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 【法人格をもたないマンション管理組合の場合】	総会の議事録等 の写し ※申請者が代表者として <u>選定された</u> ことがわかる資料であること。
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約(注文)書に充電設備設置に関する資料作成経費の明細が記載されているもの。

	・記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・契約会社発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、配線ルート図、電気系統図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し	それぞれの記載事項について以下に例示 ①設置場所見取図 ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・施設全体の敷地形状 ・充電スペース場所 ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所 ・公道から充電設備設置場所への入口 【以下、住民以外も利用可能な場合の項目】 ・充電設備設置場所に面する公道名 ・案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ） ②平面図 ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所 ・幅、奥行き寸法

	・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所 ・充電スペースと充電設備の位置関係の寸法 ・追加設置、入替設置の場合、既存充電設備の位置 ・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ） ③配線ルート図 ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所 ・充電設備設置場所 ・電源元から充電設備本体までのルート ・電源線の種類(例：CV5.5-3c・10m)を区画や各々の直線ごとに長さの記載 ・配線方法（架空・露出・埋設） ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載 ・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置、位置関係が確認できる寸法 ④電気系統図 ・充電設備の種類（急速・普通等）、メーカー名、型式 ・配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V） ・受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示 ・ブレーカーの仕様（例：ELB2P2E）、容量（例：20AF/20AT） ・ブレーカーから充電設備までの配線 ・配線の種類（例：CV5.5-3c） ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed 等）アース線（例：IV5.5sq） ・幹線の種類（例：CV38-3c）、ブレーカーの仕様および容量 ・課金機など別体装置等がある場合の、通信線 ・電灯の設置がある場合の、配線の種類（例：CV5.5-3c） ・電灯のタイマースイッチ等を設置する場合の、設置箇所 ⑤住民の費用負担のシミュレーション ・充電設備の導入に係る導入費（設備費・工事費）の内訳 ・充電設備の維持管理費の内訳 ・充電設備の導入費・維持管理費についての住民の費用負担（充電設備を利用する世帯と利用しない世帯の費用負担について） ・充電設備を利用する際の料金設定 ⑥その他 ・充電設備の利用方法（利用可能な時間帯、一般への開放の有無
--	---

	等) ・ 充電設備を利用する際の料金設定 ・ マンション管理組合の総会での説明資料・シナリオ
マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し	充電設備設置の住民の合意形成の可否については、要件として問わない。
既存のマンション等であることを証する書類の写し（いずれか1点）	・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第6条の規定による確認済証の写し ・ 賃貸契約等でマンション等であることがわかる書類の写し ・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し

4-10 集合住宅共用部のLED照明

(1) 設備の要件

環境物品等の調達に関する基本方針（グリーン購入法基本方針）の判断基準を満たしているLED照明であること。

※補助対象設備を設置するマンションが市内にあれば、その管理者等（申請者）は市外であってもかまいません。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(109ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が300,000円を下回る場合に限り必要。
LED照明設置一覧表 (第7号様式)	記入例(112ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
申請者の本人確認書類の写し	【個人又はマンション管理組合の代表者の場合】 - 顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 - その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し※法人のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(概ね6か月以内のもの)
マンション管理組合の現在の代表者が選定された	総会の議事録等の写し ※申請者が代表者として選定されたことがわかる資料であること

ことを証する書類の写し 【法人格をもたないマンション管理組合の場合】	と。																																													
補助対象設備の導入について総会等で承認されることが分かる書類の写し 【マンション管理組合の場合】	総会の議事録等の写し ＬＥＤ照明改修実施を承認されることがわかること。																																													
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約（注文）書に①経費の明細、②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「ＬＥＤ」のみの記載は不可 （例） 工事請負契約書 工事名：ＬＥＤ照明改修工事 工事場所：松戸市□□□□ ③ 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日 <table><thead><tr><th>内容（製品名等）</th><th>型式</th><th>価格</th><th>数量</th><th>① 計</th></tr></thead><tbody><tr><td>ＬＥＤ照明</td><td></td><td></td><td>25</td><td>¥350,000</td></tr><tr><td>1階エントランス</td><td>AA123</td><td>¥30,000</td><td>5</td><td>¥150,000</td></tr><tr><td>2階</td><td>AB123</td><td>¥10,000</td><td>10</td><td>¥100,000</td></tr><tr><td>3階</td><td>AB123</td><td>¥10,000</td><td>10</td><td>¥100,000</td></tr><tr><td>工事費</td><td>-</td><td></td><td>1</td><td>¥100,000</td></tr><tr><td colspan="4">小計</td><td>¥450,000</td></tr><tr><td colspan="4">消費税及び地方消費税</td><td>45,000</td></tr><tr><td colspan="4">合計</td><td>¥495,000</td></tr></tbody></table> 発注者：〇〇 〇〇 受注者：△△△△会社 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について	内容（製品名等）	型式	価格	数量	① 計	ＬＥＤ照明			25	¥350,000	1階エントランス	AA123	¥30,000	5	¥150,000	2階	AB123	¥10,000	10	¥100,000	3階	AB123	¥10,000	10	¥100,000	工事費	-		1	¥100,000	小計				¥450,000	消費税及び地方消費税				45,000	合計				¥495,000
内容（製品名等）	型式	価格	数量	① 計																																										
ＬＥＤ照明			25	¥350,000																																										
1階エントランス	AA123	¥30,000	5	¥150,000																																										
2階	AB123	¥10,000	10	¥100,000																																										
3階	AB123	¥10,000	10	¥100,000																																										
工事費	-		1	¥100,000																																										
小計				¥450,000																																										
消費税及び地方消費税				45,000																																										
合計				¥495,000																																										

	契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。 ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 （例） 領収書 令和 年 月 日 〇〇 様 ①、② ¥495,000 但し、LED照明改修工事として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等

	【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番、 <u>環境ラベル</u> 等でグリーン購入適合が確認できるもの。
設置図面	平面図にＬＥＤ照明の場所がわかるよう記載すること。 <u>※経費の明細や設置が確認できる写真と整合性が取れるよう番号を付番するなどして提出してください。</u>
設置状況が確認できる写真	設置した全てのＬＥＤ照明の全景が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備やＬＥＤ照明等が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか１点）	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
既存のマンション等であることを証する書類の写し（いずれか１点）	・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第６条の規定による確認済証の写し ・ 賃貸契約等でマンション等であることがわかる書類の写し ・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね６か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から充電設備の工事着工日まで概ね１年以上が経過していること。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例（96ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。</u>
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例（109ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が100,000円を下回る場合に限り必要。</u>
LED照明設置一覧表 (第7号様式)	記入例（113ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
申請者の本人確認書類の写し	① <u>申請書上段のリース事業者</u> 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ② <u>申請書下段のリース先</u> 【個人又はマンション管理組合の代表者の場合】 ・<u>顔写真付き</u>の官公庁が発行するもの（<u>1点</u>） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他<u>顔写真無し</u>のもの（<u>2点以上</u>） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等 【法人の場合】 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し※法人のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し（概ね6か月以内のもの）
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 【法人格をもたないマンション管理組合の場合】	総会の議事録等の写し ※申請者が代表者として<u>選定された</u>ことがわかる資料であること。

補助対象設備の導入について総会等で承認されることが分かる書類の写し 【マンション管理組合の場合】	総会の議事録等の写し ＬＥＤ照明の導入を承認されることがわかること。
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約書に①経費の明細、②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「ＬＥＤ」のみの記載は不可 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について <u>リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了

	報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、型番、 <u>環境ラベル等</u> でグリーン購入適合が確認できるもの。
設置図面	平面図にＬＥＤ照明の場所がわかるよう記載すること。 ※経費の明細や設置が確認できる写真と整合性が取れるよう番号を付番するなどして提出してください。
設置状況が確認できる写真	設置した全てのＬＥＤ照明の全景が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備やＬＥＤ照明等が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか１点）	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
既存のマンション等であることを証する書類の写し（いずれか１点）	・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第６条の規定による確認済証の写し ・ 賃貸契約等でマンション等であることがわかる書類の写し ・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね６か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から充電設備の工事着工日まで概ね１年以上が経過していること。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第１号別紙２)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

4-1-1 宅配ボックス

(1) 設備の要件

- ① 施錠できる構造となっていること。(南京錠で施錠するものは除く。)
- ② 3辺の合計が75cm以上の荷物を投函できる大きさであること。ただし、集合住宅用の宅配ボックスについては、1つ以上のボックスが本要件を満たすこと。
- ③ 袋式及び折り畳み式でないこと。
- ④ 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。

(2) 必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(93ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書(マンション管理組合の写しの提出が必要)。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(110ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が100,000円を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し ※マンション管理組合の場合は代表者のもの	・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約(注文)書に①経費の明細、②型番及び設置数、③工事着工(予定)日・工事完了(予定)日が記載されているもの。 名・製品名・サイズ等当該窓の情報と整合が取れる場合に限る。 (例) ・経費の明細とは、補助対象設備(メーカー名、製品型番)、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場

	合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・ 契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・ 工事期間について <u>契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。</u> ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
領収書等の写し	領収書等に①契約（注文）金額と一致、②契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する但し書きが記載されているもの。 （例） 〇〇 様 ①、② 領収書 令和 年 月 日 ¥1,650,000 但し、窓の断熱工事費として △△△△会社 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・ 販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。

	【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等 【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、規格、形状、サイズ等が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備を設置した 全景 が確認できるもの。
未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか1点）	メーカー発行の保証書、出荷証明書等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
既築住宅であることが確認できる書類の写し（いずれか1点）	・ 検査済証（申請者氏名と検査年月日が記載のもの）の写し ※宛名がハウスメーカーの場合は、家屋に係る登記事項証明書、又は固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを併せて提出すること。 ・ 建築台帳記載事項証明書の写し ・ 固定資産税課税台帳登録事項証明書（家屋）の写し ※上記証明書の情報は、当該年度の1月1日時点の情報なので要注意 ・ 令和6年度の固定資産税の納税通知書の写し ※住所及び建築年が記載されている部分を提出すること。 ・ 登記事項証明書（建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 【法人格をもたないマンション管理組合の場合】	総会の議事録等の写し ※申請者が代表者として<u>選定された</u>ことがわかる資料であること。

既存のマンション等であることを証する書類の写し（いずれか１点） 【マンション管理組合の場合】	・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第６条の規定による確認済証の写し ・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね６か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね１年以上が経過していること。
--	---

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書兼請求書 (第1号様式)	記入例(96ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに <u>同意しない</u> 場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(110ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
申請者の本人確認書類の 写し	① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち<u>2点以上</u>を提出 社員証、保険証、名刺等 ② 申請書下段のリース先(マンション管理組合の場合は代表者のもの) ・顔写真付きの官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書の写し ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し(概ね6か月以内のもの)
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。 【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類(支払証明書) ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる(具体的な支払いスケジュールが明記されている)契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。

	【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 ② リース契約書の写し リース契約書に①経費の明細、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録を受けている②型番及び設置数、③工事着工（予定）日・工事完了（予定）日が記載されているもの。 ※「断熱窓」のみの記載は不可 ※ただし、契約（注文）書に一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録を受けている型番の記載がない場合については、国等からの交付を受けたことがわかる書類の写し及びメーカーが発行する窓の性能を証明する書類の写しの提出することでこれを満たすことができます。（メーカー名・製品名・サイズ等当該窓の情報と整合が取れる場合に限る。） ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、リスト登録型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、経費内訳書を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。 ・工事期間について リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は工事着工完了証明書を追加提出ください。 ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。 なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。
--	---

契約(注文)連名者委任状 ※契約(注文)者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、規格、形状、サイズ等が確認できるもの。
設置状況が確認できる写真	補助対象設備を設置した 全景 が確認できるもの。
未使用品であることを確認できる書類の写し(いずれか1点)	メーカー発行の保証書、出荷証明書 等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
既築住宅であることが確認できる書類の写し(いずれか1点)	・検査済証(申請者氏名と検査年月日が記載のもの)の写し ※宛名がハウスメーカーの場合は、家屋に係る登記事項証明書、又は固定資産税課税台帳登録事項証明書の写しを併せて提出すること。 ・建築台帳記載事項証明書の写し ・固定資産税課税台帳登録事項証明書(家屋)の写し ※上記証明書の情報は、当該年度の1月1日時点の情報なので要注意 ・令和6年度の固定資産税の納税通知書の写し ※住所及び建築年が記載されている部分を提出すること。 ・登記事項証明書(建物に係るもので概ね6か月以内に取得したもの)の写し ※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね1年以上が経過していること。
マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 【申請者が法人格をもたないマンション管理組合である場合】	総会の議事録等 の写し ※申請者が代表者として <u>選定された</u> ことがわかる資料であること。

既存のマンション等であることを証する書類の写し（いずれか１点） 【申請者がマンション管理組合である場合】	・ 建築確認通知書の写し ・ 建築基準法第６条の規定による確認済証の写し ・ 記載内容から対象建物の種類が共同住宅又は長屋であることが確認できる登記事項証明書（建物に係るもので概ね６か月以内に取得したもの）の写し ※登記の日から窓の断熱改修の工事着工日まで概ね１年以上が経過していること。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第１号別紙２)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。

5 各種様式の記入例

第1号様式

記入日 **令和7年 4月10日**

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書兼請求書

申請者の情報を記入してください。
押印は不要です。

(申請者) 郵便番号 **271-8588**
住 所 **松戸市根本387-5**
フリガナ **マツド タロウ**
氏 名 **松戸 太郎**
日中の連絡先 **000-000-0000**

日中に繋がる、電話番号を記入してください。

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

また、交付決定後は、補助金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	☒ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 窓の断熱改修 ☐ V2H充放電設備 ☐ 電動バイク等 ☐ 電気自動車 ☐ 燃料電池自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ 集合住宅用充電設備 ☐ 住民の合意形成のための資料 ☐ 集合住宅共用部のLED照明改修 ☐ 宅配ボックス						
補助金交付申請額	100,000 円						
振込口座 ※申請者と同じ口座名義であること。	金融機関名	松戸 銀行		本店			
		金庫		根本 支店			
	組合		出張所				
			普通 ・ 当座				
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	マツド タロウ						
口座名義	松戸 太郎						

次ページへ

補助対象設備を導入する住宅の所有者の同意について (マンション管理組合の窓の断熱改修・電動バイク等・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・集合住宅用充電設備・住民の合意形成のための資料・集合住宅共用部のLED照明・宅配ボックスを除く。)	☒ 所有者は申請者と同じ ☐ 所有者は申請者と共有している ☐ 所有者は申請者以外 所有者① 住所：_____ 氏名：_____ 所有者② 住所：_____ 氏名：_____ 私の所有する住宅に松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。
補助対象設備の概要	別紙のとおり
住民登録の確認について (個人のみ)	左記について市長が確認する 同意します。 ・ 同意 ※該当するものに○
市に納付すべき税の納付状況について	左記について市長が確認する 同意します。 ・ 同意 ※該当するものに○
(誓約事項) ☒ 私(代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者)は、松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に、該当しません。	

所有者が申請者以外にいる場合は、その全ての者から同意を得ていることが必要です。

住民登録及び納税状況は当室にて確認することが出来ますが、同意が必要です。同意しない場合は、住民票の写しと納税証明書の写しを提出する必要があります。

次ページへ

(添付書類) ※提出する書類に☑

☒ 補助対象設備の概要(第1号様式別紙1)

⇒☐ 国等からの補助金の交付決定通知の写し【国等の補助金の交付を受けている場合】

※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要

☒ 申請者の本人確認書類の写し

【個人、個人事業主及びマンション管理組合の場合】顔写真付きは1点、顔写真無しは2点

【法人の場合】担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上

☐ 住民票の写し(概ね3か月以内のもの)【「住民登録の確認について」で同意しない場合】

☐ 市に納付すべき税の納税証明書の写し【「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】

☐ 法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し(概ね6か月以内のもの)【法人の場合】

☒ 設置設備等が補助対象であることがわかる書類の写し

☒ 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し

⇒☐ 変更契約(注文内容の変更)書類【契約(注文)が途中で変更している場合】

⇒☐ 契約(注文)連名者委任状【契約(注文)者が連名である場合】

⇒☒ 工事着工完了証明書【契約(注文)書記載の工事日と実際が異なる場合】

⇒☐ 経費内訳書【経費の明細がわかる書類がない場合】

☒ 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し

⇒☐ 領収証明書【領収書の発行がない場合】

☒ 補助対象設備ごとの必要書類(第1号様式別紙1下部に記載)

☐ その他市長が必要と認める書類

第1号様式（リース用）

記入日 令和7年 4月10日

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書

（宛先）松戸市長

リース事業者とリース先の関係に気を付けてください。リース先において、契約が複数名で行われている場合は、代表者1名の申請のみです（別途「契約(注文)連名者委任状」を提出）

（リース事業者）

（リース先）

郵便番号 000-0000
所在地 松戸市松戸000
フリガナ ××××ガイシャ
名称 ××××会社
代表者肩書 代表取締役
代表者氏名 環境 一郎
電話番号 000-000-0000
郵便番号 271-8588
住所 松戸市根本387-5
フリガナ マツト タロウ
氏名 松戸 太郎
日中の連絡先 000-000-0000

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

また、交付決定後は、補助金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	☒ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 窓の断熱改修 ☐ V2H充電設備 ☐ 電動バイク等 ☐ 電気自動車 ☐ 燃料電池自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ 集合住宅用充電設備 ☐ 集合住宅共用部のLED照明改修 ☐ 宅配ボックス							
補助金交付申請額	100,000 円							
振込口座 ※申請者（リース事業者）と同じ口座名義であること。	金融機関名	松戸 銀行 本店 金庫 根本 支店 組合 出張所 普通 ・ 当座						
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	フリガナ	××××ガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク カンキョウイチロウ						
	口座名義	××××会社 代表取締役 環境 一郎						

次ページへ

補助対象設備を導入する住宅の所有者の同意について (マンション管理組合の窓の断熱改修・電動バイク等・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・集合住宅用充電設備・住民の合意形成のための資料・集合住宅共用部のLED照明・宅配ボックスを除く。)	☒ 所有者は申請者（リース先）と同じ ☐ 所有者は申請者（リース先）と共有している ☐ 所有者は申請者（リース先）以外 所有者① 住所：_____ 氏名：_____ 所有者② 住所：_____ 氏名：_____ 私の所有する住宅に松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。
補助対象設備の概要	別紙のとおり
住民登録の確認について (リース先・個人のみ)	左記について市長が確認することに、 (リース先) <u>同意します。</u> ・ 同意しません。 ※該当するものに○
市に納付すべき税の納付状況について	左記について市長が確認することに、 (リース事業者) <u>同意します。</u> ・ 同意しません。 (リース先) <u>同意します。</u> ・ 同意しません。 ※該当するものに○
(誓約事項) ☒ (リース事業者) 私(代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者)は、松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に、該当しません。 ☒ (リース先) 私(代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者)は、松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に、該当しません。	

次ページへ

(添付書類) ※提出する書類に☑

☑ 補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)

⇒□ 国等からの補助金の交付決定通知の写し【国等の補助金の交付を受けている場合】

※市への交付申請の額が各補助金の交付上限額を下回る場合に限り必要

☑ 申請者の本人確認書類の写し

【個人、個人事業主及びマンション管理組合の場合】顔写真付きは1点、顔写真無しは2点

【法人の場合】担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上

□ 住民票の写し (概ね3か月以内のもの)【「住民登録の確認について」で同意しない場合】

□ 市に納付すべき税の納税証明書の写し【「市に納付すべき税の納付状況について」で同意しない場合】

☑ 法人に係る登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) (概ね6か月以内のもの) の写し【法人の場合】

☑ 貸与料金の算定根拠明細書 (第1号様式別紙2)

☑ 設置設備等が補助対象であることがわかる書類

☑ リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し

⇒□ 変更契約 (注文内容の変更) 書類【契約 (注文) が途中で変更している場合】

⇒☑ 契約 (注文) 連名者委任状【契約 (注文) 者が連名である場合】

⇒☑ 工事着工完了証明書【契約 (注文) 書記載の工事日と実際が異なる場合】

⇒□ 経費内訳書【経費の明細がわかる書類がない場合】

☑ 補助対象設備ごとの必要書類 (第1号様式別紙1下部に記載)

□ その他市長が必要と認める書類

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

メーカー名	〇〇会社		一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録されている型番を記載してください。
リスト登録型番 （発電ユニット）	AA123		
リスト登録型番 （貯湯ユニット）	AB123		
発電出力（kW）	0.7 kW		
停電時自立運転機能	☒ あり		実際に工事をした日付を記載してください。（年度内のもののみ補助対象）
工事期間	着工日	令和7年 4月 1日	
	完了日	令和7年 4月 3日	
補助対象設備の導入にかかった経費	（総額）	1,650,000円（A）	
	（うち消費税）	150,000円（B）	
国等の補助金額	0円（C）		
補助対象経費 （A）－（B）－（C）	1,500,000円		
補助対象設備を設置する建物等の種類別	☒ 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 ☐ 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 ☐ 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。（住宅の引渡し日： 年 月 日）		

（設備ごとの添付書類）

- ☒ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- ☒ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☒ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

定置用リチウムイオン蓄電システム

メーカー名	〇〇会社		SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）に登録されているパッケージ型番を記載してください。
パッケージ型番	ABC-0123		
SII 登録年月日	令和5年6月30日		
蓄電容量（kWh）	6.5 kWh		
住宅用太陽光発電設備	☒ 新設 ・ ☐ 既設		
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ	☒ 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。		
工事期間	着工日	令和7年 4月 1日	
	完了日	令和7年 4月 3日	
補助対象設備の導入にかかった経費	(総額) 1,650,000円 (A)		
	(うち消費税) 150,000円 (B)		
国等の補助金額	0円 (C)		
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	1,500,000円		
補助対象設備を設置する建物等の種類別	☐ 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 ☒ 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 ☐ 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。(住宅の引渡し日： 年 月 日)		

(設備ごとの添付書類)

- ☒ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- ☒ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☒ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☒ 住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

窓の断熱改修

メーカー名	〇〇会社		SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）に登録されている製品型番又は北海道環境財団に登録されている番号を記載してください。
製品名	△△窓		
SII/北海道環境財団登録番号	ABC-0001,ABC-0002		
改修を行う戸数 ※マンション管理組合による申請の場合のみ			実際に工事をした日付を記載してください。（年度内のもののみ補助対象）
工事期間	着工日	令和7年 4月 1日	
	完了日	令和7年 4月 3日	
補助対象設備の導入にかかった経費	（総額） 1,650,000円（A） （うち消費税） 150,000円（B）		
国等の補助金額	750,000円（C）		
補助対象経費 （A）－（B）－（C）	750,000円（D）		
補助金交付申請額 （D）の4分の1	80,000円 （1,000円未満切り捨て）		
補助対象設備を設置する建物等の種類別	☒ 既存の住宅の窓を断熱改修したものである。		

（設備ごとの添付書類）

- ☒ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
※窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。
- ☒ 補助対象設備の設置図面（平面図、立面図）
- ☒ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☒ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
※窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。
- ☒ 既築住宅であることが確認できる書類【個人の場合】
- ☒ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し【法人格をもたないマンション管理組合である場合】
- ☒ 既存のマンション等であることを証する書類（写真、建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し【マンション管理組合である場合】

第1号様式別紙1

補助事業の概要

電動バイク等

メーカー名	〇〇株式会社	
車 名	△△△△	
型 式	□□□□	
交付年月日/登録年月日	令和7 年 4月 1日	
所有者	氏名又は名称	松戸 太郎
	住 所	松戸市根本387-5
使用者	氏名又は名称	☒ 所有者と同じ
	住 所	☒ 所有者と同じ 松戸市
使用の本拠の位置/主たる定置場	☒ 使用者と同じ 松戸市	
車両本体の購入費 ※メーカーオプションや 付属品に係る費用を除く。	(総額)	900,000円 (A)
	(うち消費税)	81,818円 (B)
国等の補助金額	100,000円 (C)	
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	718,182円	

一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている型式を記入してください。

日付が年度内であることを確認してください。

(設備ごとの添付書類)

- ☒ 補助対象設備の導入状況が確認できる写真（保管場所において撮影したもの）
- ☒ 自動車検査証記録事項、軽自動車届出済証又は標識交付証明書の写し
- ☒ メーカー発行の保証書等の写し

※二輪の軽自動車又は一般原動機付自転車に限り必要。

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

☒ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車

一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている型式を記入してください。

メーカー名	〇〇自動車株式会社	
車 名	△△△△	
型 式	ZAA-〇〇〇〇	
登録年月日/交付年月日	令和7年 4月 1日	
所有者	氏名又は名称	松戸 太郎
	住 所	松戸市根本387-5
使用者	氏 名	☒ 所有者と同じ
	住 所	☒ 所有者と同じ 松戸市
使用の本拠の位置	☒ 使用者と同じ 松戸市	
住宅用太陽光発電設備	☒ なし ☐ あり (☐ 新設 ・ ☐ 既設) (ありの場合) ☐ 発電した電気を電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に充電できる	
V2H充放電設備	☒ なし ☐ あり (☐ 新設 ・ ☐ 既設)	
車両本体の購入費 ※メーカーオプションや付属品に係る費用を除く。	(総額)	5,000,000円 (A)
	(うち消費税)	454,545円 (B)
国等の補助金額	500,000円 (C)	
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	4,045,455円	

日付が年度内であることを確認してください。

自動車検査証の内容を記載してください。

(設備ごとの添付書類)

- ☒ 自動車検査証記録事項の写し
- ☒ 補助対象設備の導入状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真)
- ☒ 住宅用太陽光発電設備を設置していることが確認できる書類の写し【住宅用太陽光発電設備ありの場合】
- ☒ 住宅用太陽光発電設備で発電した電気を電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に給電できることが確認できる書類の写し【住宅用太陽光発電設備ありの場合】
- ☒ V2H充放電設備を設置していることが確認できる書類の写し【V2H充放電設備ありの場合】
- ☒ V2H充放電設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し【V2H充放電設備ありの場合】

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

燃料電池自動車

メーカー名	〇〇自動車株式会社		一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている型式を記入してください。
車 名	△△△△		
型 式	ZAA-0000		日付が年度内であることを確認してください。
登録年月日/交付年月日	令和7年 4月 1日		
所有者	氏名又は名称	××××会社	自動車検査証の内容を記載してください。
	住 所	松戸市松戸000	
使用者	氏名又は名称	☐ 所有者と同じ 松戸 太郎	
	住 所	☐ 所有者と同じ 松戸市根本387-5	
使用の本拠の位置	☐ 所有者と同じ 松戸市根本387-5		
車両本体の購入費 ※メーカーオプションや付属品に係る費用を除く。	(総額)	5,000,000 円 (A)	
	(うち消費税)	454,545 円 (B)	
国等の補助金額	500,000 円 (C)		
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	4,045,455 円		

(設備ごとの添付書類)

- ☒ 自動車検査証記録事項の写し
- ☒ 補助対象設備の導入状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真)

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

V2H充放電設備

メーカー名	〇〇会社	
型 式	ABC1234	
住宅用太陽光発電設備	☐ 新設 ☒ 既設	
電気自動車又はハイブリッド自動車	☒ 新設 ☐ 既設	
工事期間	着工日	令和7年 4月 1日
	完了日	令和7年 4月 3日
補助対象設備の導入にかかった経費	(総額)	1,650,000円 (A)
	(うち消費税)	150,000円 (B)
国等の補助金額	750,000円 (C)	
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	750,000円	
補助対象経費 (D) の10分の1	75,000円 (1,000円未満切り捨て)	
補助対象設備を設置する建物等の種類別	☒ 既存の住宅に補助対象設備を設置した。 ☐ 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得した。(住宅の引渡し日： 年 月 日) ☐ 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置した。	

実際に工事をした日付を記載してください。(年度内のもののみ補助対象)

補助対象経費が上限を下回る場合は、国等からの補助金の交付決定通知を提出してください。

(設備ごとの添付書類)

- ☒ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- ☒ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☒ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☒ 住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し
- ☒ 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入されていることが確認できる書類の写し

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

集合住宅用充電設備

マンション等の名称	0000マンション	
マンション等の所在地	松戸市根本387-5	
メーカー名	00会社	
型 式	AB-1234	
充電設備の住民以外の利用	☐ あり ☒ なし	
設置する充電設備の基数 ※複数口の充電設備にあっては、その口数		
工事期間	着工日	令和7年 4月 1日
	完了日	令和7年 4月 9日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	1,500,000円	
国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額	750,000円	
上記国の補助金額の 住民以外の利用ありの場合：3分の2 住民以外の利用なしの場合：3分の1	250,000円 (1,000円未満切り捨て)	

一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている型式を記入してください。

実際に工事をした日付を記載してください。(年度内のもののみ補助対象)

(設備ごとの添付書類)

- ☒ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- ☒ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☒ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☒ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録等)の写し【方針核をもたないマンション管理組合である場合】
※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。
- ☒ 既存のマンション等であることを証する書類(写真、建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類)の写し

次ページへ

- ☒ 国の補助金に係る一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し並びに実績報告書類一式の写し
- ☐ 当該申請の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し【当該申請において変更の申請を行っている場合】
- ☐ マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真【住民以外も充電設備を利用可能な場合】

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

住民の合意形成のための資料

マンション等の名称	〇〇〇〇マンション
マンション等の所在地	松戸市根本387-5
資料作成事業者名	××株式会社
作成する資料の種類	充電設備に係る ☒ 設置場所見取図 ☒ 平面図 ☒ 電気系統図 ☒ 配線ルート図 ☒ 住民の費用負担のシミュレーション ☐ その他（ ）
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	150,000円

(設備ごとの添付書類)

- ☒ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(総会の議事録等)の写し【法人格をもたないマンション管理組合である場合】
- ☒ 既存のマンション等であることを証する書類(写真、建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類)の写し
- ☒ 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し
- ☒ マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等の写し

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

集合住宅共用部のLED照明

マンション等の名称		〇〇〇〇マンション	
マンション等の所在地		松戸市根本387-5	
工事期間	着工日	令和7年 4月 1日	
	完了日	令和7年 4月 30日	
補助対象事業の実施にかかった経費		(総額)	495,000円 (A)
		(うち消費税)	45,000円 (B)
国等の補助金額		0円 (C)	
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		450,000円 (D)	
補助対象経費 (D) の4分の1 (1,000円未満切り捨て)		112,500円	

実際に工事をした日付を記載してください。(工事が完了した日の翌日から起算して1年以内であること。)

(設備ごとの添付書類)

- ☒ LED照明設置一覧表 (第7号様式)
- ☒ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- ☒ 補助対象設備の設置図面
- ☒ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☒ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☒ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類 (総会の議事録等) の写し【法人格をもたないマンション管理組合が申請する場合】
- ☒ 補助対象設備の導入について総会等で承認されたことが分かる書類(総会の議事録等)の写し
- ☒ 既存のマンション等であることを証する書類 (写真、建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類) の写し

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

宅配ボックス

実際に工事をした日付を記載してください。(年度内のもののみ補助対象)

メーカー名		××××
製品名		□□□□
工事期間	着工日	令和7年 4月 1日
	完了日	令和7年 4月 30日
補助対象設備の設置にかかった経費		(総額) 198,000 円 (A) (うち消費税) 18,000 円 (B)
国等の補助金額		0 円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		180,000 円 (D)

(設備ごとの添付書類)

- ☐ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- ☐ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☐ 既築住宅であることが確認できる書類【個人の場合】
- ☐ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し【法人格をもたないマンション管理組合である場合】
- ☐ 既存のマンション等であることを証する書類（写真、建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し【マンション管理組合である場合】

第1号様式別紙2

貸与料金の算定根拠明細書

(宛先) 松戸市長

(リース事業者)

所在地 **松戸市松戸〇〇〇**
 名称 **××××会社**
 代表者肩書 **代表取締役**
 代表者氏名 **環境 一郎**
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

(リース先)

住所 **松戸市根本387-5**
 氏名 **松戸 太郎**
 電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	電気自動車		
リース期間(月数)	60月		
補助金額	松戸市の補助金 (a)	国の補助金 (b)	合計(a + b) (c)
	100. 000円	750. 000円	850. 000円
リース料総額 ※前払金を含む、 税抜き金額	補助金なしの場合 (d)	補助金ありの場合 (e)	差額(d - e) (f)
	5,000,000円	4,150. 000円	850. 000円

リース事業者が受け取った補助金の額を記載してください。

※リース先が受け取った補助金は含みません。

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 松戸市の補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

LED照明設置一覧表

No.	メーカー名	型番	グリーン購入法 適合	消費電力 (W)	本数 (本)
1	〇〇〇〇	□□□□	○	5.0	5
2	〇〇〇〇	△△△△		10.0	10
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

.

6 補助対象設備の処分の制限

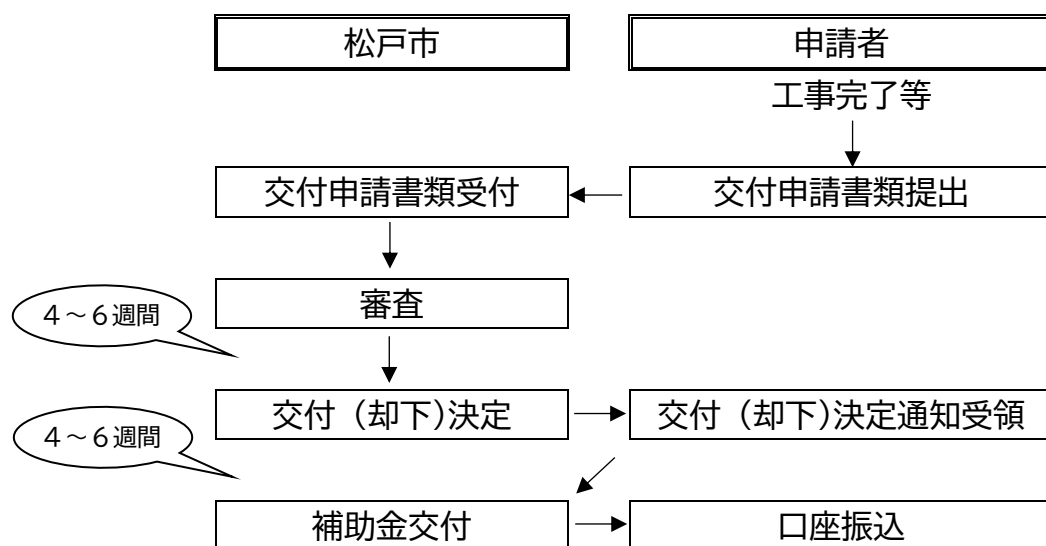
この補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、以下の補助対象設備を市長の承認なく処分してはいけません。

ただし、松戸市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（第4号様式）を提出し市長の承認を得た場合はこの限りではありません。

補助対象設備の種類	耐用年数
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電動バイク等	3年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
燃料電池自動車	4年
V2H充放電設備	5年
集合住宅用充電設備	5年
集合住宅共用部のLED照明	15年
宅配ボックス	10年

7 補助金の交付までの流れ

※交付(却下)決定までには、交付申請書受付後、6週間以上かかることがあります。



不明な点などは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

松戸市 環境部 環境政策課

ゼロカーボンシティ推進担当室（市役所新館6階）

T E L : 047-710-0243

F A X : 047-366-8114

E-mail : mczeroc@city.matsudo.chiba.jp

令和7年4月1日作成